

該当箇所	変更前（R4.5.17 第1回会議資料）	第3回会議案	案②
前文			<p><u>「自由は土佐の山間より」と言われるように、私たちのまち高知市において発祥した自由民権運動は、民主主義の発展に大きな役割を果たしました。</u></p> <p><u>市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであり、市民の知る権利を保障するためには、これを適正に管理していくことが重要であります。</u></p> <p><u>加えて、歴史資料として重要な公文書は、適切な状態で確実に後世に引き継いでいく必要があります。</u></p> <p><u>ここに、私たちは、先人の志を継承し、民主主義の更なる発展に取り組むとともに、未来につながる公文書管理を行うため、この条例を制定します。</u></p>

第1条	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、戦災により本市の貴重な公文書等が焼失した経緯を踏まえ、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を後世に継承することの重要性及び自由民権運動発祥の地である本市において、これらの公文書等が、市民の知る権利を保障し、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって職員の資料尊重の意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって職員における公文書等の適正な管理に対する意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
-----	--	--	--